

イーテクノロジー株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-8-12 ヒューリック八重洲ビル 7F Tel: 03-3527-9121 Fax: 03-3527-9131

第 LK-2015-019 号

雇用契約書

イーテクノロジー株式会社(以下「甲」という)と孫樹斌(以下「乙」という)とは、 以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

第1条【雇用期間】

雇用期間は2015年10月1日から2015年12月31日までとする。(2015年10月1日から2015年12月31日までは試用期間とする。)契約の更新は甲が乙に対し直接口頭で行うものとし、更新の場合は上記雇用期間終了の翌日から6か月間更新され、以後も同様とする。

第2条【労働条件】

労働に関する条件は、雇用契約書(別紙)に定めるものの他、就業規則に定めるところによる。

第3条【就業場所】

乙の就業場所については、雇用契約書(別紙)に記載されている場所とする。

第4条【誠実義務】

乙は甲の就業規則その他の諸規定などを厳守し、誠実に職務に従事するものとする。 有給休暇については入社から半年後に10日間付与するものとし、その後は就業規則に準ずるもの とする。契約開始から半年未満に休日出勤等の振替以外に欠勤が発生した場合は、原則として給 与から日割りで差し引くものとするが、病欠等の特別な事情がある場合に限り、所定の書面によ る届出を出すことにより、有給休暇を付与前に取得することができるものとする。但し上限を3 日間とし、半年後に有給休暇が付与される際は、本来付与される10日間より事前消化した日数分 を差し引いた日数分とする。なお半年未満に退職する場合には、事前消化した有給休暇は欠勤扱 いに変更され、最後に支給する給与より欠勤日数分を日割りで差し引くものとする。

第5条【準拠法】

本契約は日本国の法律・法令を基準として解釈するものとする。

第6条【合意管轄裁判所】

本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条【特記事項】

その他本契約に規定されていない事項については甲、乙双方の協議により定めるものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2015年9月30日

所在地 東京都中央区八重洲 1-8-12

ヒューリック八重洲ビル7階

甲 会社名 イーテクノロジー株式会社

代表者 代表取締役社長 張 宝泉



曲所東京都江東区北到5丁目20-10号棟-609室

Z

氏 名 孫 樹斌



雇 用 契 約 書 (別紙)

フリガナ	ソン ジョヒン	生年月日	
氏 名	ソン ジュヒン	1974年3月 日	
雇用期間	2015年10月1日 ~ 2016年月31日		
試用期間	2015年10月1日 ~ 2015年12月31日		
勤務場所	当事務所または業務請負先	雇用形態	契約社員
職種	システムエンジニア	所属長	邱 運勇
就業時間	当事務所または業務請負先の規定に従うものとする。		
休 日	土曜・日曜及び日本政府が休日と指定した日		
所定外労働	1. 所定外労働をさせることが (有	/ 無	#
	2. 休日労働をさせることが (有	/ 無	₹)
給 与	基本給 500,000 円		
	通勤手当 支給 (1か月あたり上限2万円まで)		
	賃金締日 毎月月末	賃金支払日	翌月15日
更新	1. 契約の更新は、次のいずれかにより判断する。		
解雇条件	1. 附則2号~5号等に違反する行為があった場合。 2. 年間無断欠勤日数が3日を超える場合、その他就業規則の定めにより。 但し、甲が止むを得ないと認めた場合はこの限りでない。		
その他	 雇用期間内に附則2号~6号等に違反する行為があった場合、甲は雇用期間内であっても契約を解除することができる。 更新についての詳細は、上記雇用期間終了前に相談の上決定する。なお更新の場合、契約締結時の雇用期間に関わらず、6ヶ月ごととする。 甲の指定作業場所が甲の自社以外である場合、乙は甲の社員として作業に就くこと。 上記3の場合、乙は第三者に対して身分を開示してはならない。 		

【附則】

- 1. 業務遂行上の諸費用は甲の負担とする。
- 2. 乙は本契約やその他の諸規定などを厳守し、誠実に職務に従事するものとする。
- 3. 有給休暇については就業規則に準ずるものとし、契約開始から半年未満に休日出勤等の振替以外に 欠勤が発生した場合は、給与から日割りで差し引くものとるす。
- 4. 甲の都合により乙が休業及び自宅待機を命ぜられた場合、乙は休業補償の対象となり、甲は基本給ではなく 基本給の60%を休業手当として乙に支給するものとする。但し甲の休業及び自宅待機の命令が、 地震・天災等の不可抗力による理由の場合は、休業補償の対象とはならない。
- 5. 退職を希望する場合には、乙は甲へ1ヶ月前までに書面にて届け出るものとする。
- 6. 会社の秩序を乱したり、業務の運営に支障をきたす行為をしたもの等は懲戒の対象とし、甲は乙に対し 降格、降給、出勤停止、解雇等の処分を行うことができる。
- 7. その他疑義が生じた場合には、労働法令に従うものとする。

2015年9月30日

所在地 東京都中央区八重洲1-8-12 ヒュージャン 八重洲ビル7階 会社名 イーテクノロジー株式会社 代表者 代表取締役社長 張 宝泉

住所東京都中央河工東区和名75丁图20-10号棟-609富

氏 名 孫 樹斌

Z